

第 7 回伊勢市上下水道事業審議会 議事録要旨

令和 2 年 7 月 28 日

第7回伊勢市上下水道事業審議会 議事録要旨

日 時	令和2年7月28日(火) 13:30~15:30			
場 所	伊勢市生涯学習センター いせトピア1階 多目的ホール			
委員出席者	齋藤 平	松原智恵蔵	杉山 謙三	高橋 克彦
	三浦 徹	奥村 幸恵	杉田 英男	馬瀬 清美
	竜田 和代	田岡 光生	大西 隆	
委員欠席者	木本 凱夫			
市出席者	副市長 福井 敏人			
事務局	上下水道部長		中村 高弘	
	上下水道部次長		前村 俊和	
	上下水道総務課長		中山 誠	
	料金課長		酒井 幸久	
	上水道課長		濱口 新	
	下水道建設課長		松田 康	
	下水道施設管理課長		森本 真人	
	環境課長		森本 真成	
	上水道課副参事(建設係長)		米本 武俊	
	下水道建設課副参事(雨水施設整備係長)		岡井 孝浩	
	料金課上下水道料金係長		鈴井 正巳	
	料金課下水道負担金係長		松井 裕一	
	下水道建設課主幹(下水道第一係長)		川面 和彦	
	下水道建設課下水道第二係長		本田 慶一	
	下水道施設管理課主幹(施設維持係長)		北村 功郎	
	下水道施設管理課排水設備係長		黒瀬 尚人	
	環境課主幹(環境対策係長)		山本 住典	
	上下水道総務課長補佐(庶務係長)		下村 真司	
	上下水道総務課経理係主査		辻井 哲也	
	上下水道総務課庶務係		牧 祐介	
議事録署名	田岡 光生 委員 高橋 克彦 委員			
傍聴者	2名			

- 議 題**
- (1) 役員（会長・副会長）の選出
 - (2) 流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第 5 期）区域の受益者負担金等について（諮問）
 - (3) 流域関連伊勢市公共下水道事業評価について

審 議 状 況

○司会進行 事務局

○委嘱状交付

○開会挨拶 副市長

○第 1 号議案 役員(会長・副会長)の選出

選出方法については、「事務局一任」の声があり、氏名推薦の方法で事務局から会長に木本凱夫委員、副会長に杉山謙三委員が推薦され、了承された。

○第 2 号議案 流域関連伊勢市公共下水道事業計画(第 5 期)区域の受益者負担金等について(諮問)

料金課から第 5 期事業の計画区域の受益者負担金、公共汚水ます設置基準の見直しについて説明。

以下、流域関連伊勢市公共下水道事業計画（第 5 期）区域の受益者負担金等について（諮問）に対する質疑応答

質委員：受益者負担金は、算出すると 511 円/m²であったことから、現行の 508 円/m²に合わすと説明を受けたが、この差額は、市又は県が負担すると思われるがどれくらいになるか。

答事務局：差額は市が負担することになる。総額は、816 万 6 千円である。

質委員：今回の諮問は、平成 27 年 2 月 2 日開催の伊勢市下水道事業審議会の答申（以下、「前回の答申」）の中身を条例に反映させるためのものなのか。

答事務局：前回の答申の中で、「合併 10 年以後、新たに事業計画区域となる区域は、新市の受益者負担金として統一する」と既に決定しており、今回の諮問については、その新たな第 5 期事業の区域の受益者負担金を決めるためのものである。

質委員：受益者負担金 511 円/㎡は、現行の 508 円/㎡に近づけるために意図的に算出したのか。

答事務局：意図的ではなく、これまでと同様の方法で算出している。

質委員：第 5 期事業の受益者負担金を 508 円/㎡とする理由として、事業の継続性を保つことができることを挙げているが、その理由をもう少し説明してほしい。

答事務局：第 5 期事業は、これまで受益者負担金を賦課した地域と隣接する場所もあることから、公平性の観点で事業を進めるという意味で、事業の継続性という言葉を使用している。

質委員：今回の諮問は、第 5 期事業の受益者負担金を決めることであって、既に決定した第 1～4 期事業の受益者負担金は別の問題になるとの理解でよいか。

前回の答申で決まったことをどのように条例に反映するのが気になる。

答事務局：別の問題である。前回の答申で決定したことは、第 4 期事業までの区域の受益者負担金は従前どおりとすること、新たに決める第 5 期事業以降の区域の受益者負担金は、今後決定することである。

第 1～4 期事業はほぼ終了しており、今後については、これから始まる第 5 期事業の受益者負担金を今回の審議会で答申をいただいた上で、条例を改正していくことになる。

質委員：例えば、第 1～4 期事業の区域で現在浄化槽を使用している人が、今後下水道に接続する際の受益者負担金はどうなるのか。

答事務局：受益者負担金は、下水道を整備し公共汚水ますを設置した段階で、その土地に賦課されることから、質問をいただいたような例は基本的にはない。

意委員：今回の審議会で審議をお願いしている第 5 期事業の受益者負担金は、数年で値上げをするようなことのないように、中期的視点で考えて決定してほしい。

答事務局：中期的な視点として、平成 28 年度末に「下水道事業経営戦略」を策定しており、現在、令和 8 年度までの財政収支計画を立てているが、その中で第 5 期事業の受益者負担金は第 4 期事業と同額の 508 円/㎡と想定して計画を立てているため、今後数年で値上げすることはない。

質委員：公共汚水ます設置基準の見直しを行うことによる効果を教えてほしい。

答事務局：見直しにより、二見町区域と小俣町区域の公共汚水ます増設時の設置費用が公費負担となることで、個人の負担軽減に繋がり、排水設備工事費用の削減ができることから、水洗化の促進が期待できると考えている。

質委員：第5期事業の受益者負担金が508円/m²になるというところで、旧伊勢市区域は金額が変わらないが、小俣町区域、二見町区域は金額が変わってくると思うので、今後反対の意見が出てくるのではないか。

答事務局：第5期事業は、旧伊勢市区域と二見町光の街が対象区域であるため、小俣町区域、光の街を除いた二見町区域で、金額がこれまでの負担金と変わってくることはない。二見町光の街は、集中管理型浄化槽が整備されており、浄化槽設備を市に帰属することとなれば、受益者負担金のあり方を別途考慮していく必要があると考えている。

審議結果：[流域関連伊勢市公共下水道事業計画(第5期)区域の受益者負担金等については、これを妥当と認める。]という答申内容に決定。
後日、木本会長と杉山副会長で市長へ答申を行う。

○第3号議案 流域関連伊勢市公共下水道事業評価について

下水道建設課から、流域関連伊勢市公共下水道事業評価について説明。

以下、流域関連伊勢市公共下水道事業評価についての意見聴取、質疑応答

意委員：資料2の1ページの項目指標に勢田川の水質(BODの値)が記載されているが、観測基準点も掲載してほしい。

答事務局：国へ提出する際は、観測地点(勢田大橋)を記載して提出したい。

意委員：第4期事業までは主に勢田川の左岸を整備し、第5期事業では右岸の整備になるということで、市の生活排水対策推進計画では、市内の42%の汚水が勢田川に流れているという記載がある。毎年観測結果でワーストワンの評価となっているが、下水道整備が進むことで、この評価が変わっていくことを期待する。

意委員：水質の調査だけでなく、生物調査も行ってほしい。

答事務局：生物調査については、明倫小学校の児童に協力をいただいて生物調査を行っている。

質委員：資料2-1の8ページの勢田川導水事業の資料がかなり古いものではないか。

答事務局：資料を作成している国土交通省に問い合わせたが、導水時と非導水時を比較した資料は、平成17年度に作成した資料が最新のものであるとの回答であった。

質委員：勢田川の水質(BODの値)が4.7 mg/ℓ時に、中間目標値が4.0 mg/ℓ、最終目標値3.0 mg/ℓという高い目標を掲げている理由はなぜか。

答事務局：勢田川の水質ランクは、現在C類型(BODの値5.0 mg/ℓ)に位置付けられており、次の目標はB類型(BODの値3.0 mg/ℓ)であることから、このような目標値の設定となっている。

意委員：汚水処理人口普及率の目標が達成することができなかった理由として、合併処理浄化槽の申込み件数が少なかったことを理由として挙げているが、私の思いとしては、将来の環境を考えると下水道事業中心で進めてほしい。

質委員：下水道処理人口と合併処理浄化槽人口の比率を教えてください。

答事務局：およそ7対3の割合で下水道処理人口が多い。令和元年度末で下水道処理人口は約7万人、合併処理浄化槽人口が約2万7千人となっている。下水道が整備されるにつれて、合併処理浄化槽人口は減少する仕組みとなっている。

質委員：合併処理浄化槽の普及啓発活動は、上下水道部で行っているのか。それとも環境課で行っているのか。

答事務局：環境課で行っている。

意委員：資料2-1の9ページの小学生が生物調査を行っている写真にも注釈をつけてほしい。また、生物調査についても、情報発信をしてほしい。

答事務局：国へ報告する際は、注釈をつけて報告する。また、情報発信については、あらゆる機会を利用して行っていきたい。

質委員：資料2の7ページの勢田川の水質(BODの値)の上下変動が激しいが、水質の調査は時間等統一した条件で実施しているのか。

答事務局：水質(BODの値)を測定する方法は決められており、干潮時、満潮時、それぞれ測定したうえで年間24回調査している。その中で1番良い値から数えて18番目(75%に相当する値)を採用することとなっている。

意見聴取結果：事業評価については、国へ報告をする際に、より具体的に記載する。また、今回の意見を参考資料として添付することで決定。

○その他

・料金課より、受益者負担金の徴収猶予制度について、今年6月に「伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」を改正したことを紹介。

改正内容：500㎡以上の自宅用地について、徴収猶予の対象に追加。

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年7月28日

議 長 _____ 印

署 名 委 員 _____ 印

署 名 委 員 _____ 印